

広島県告示第七百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十五年十月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市総領町下領家字城天平五三二九の一、五三二九の三、五三二九の四、五三三〇、五三三二、五三三三、五三三八、五三三九、五三四〇の一から五三四〇の三まで、五三四一、五三四二の一、五三四二の二、五三四二の四、五三四四の三、五三四四の四

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- #### 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）